広陵元気号の運行形態について

案1:幹線・支線とも乗合事業(4条)

案2:幹線は乗合事業(4条)、支線は市町村有償事業(78条)

案3:幹線・支線とも市町村有償事業(78条)

		乗合事業(道路運送法4条)		市町村有償事業(道路運送法 78条)	
概要		町が交通事業者に委託して広陵 元気号を運行する。		事業者による運行が困難な場合 に、町が自ら保有する車両を使用し て広陵元気号を運行するが、運転業 務だけを交通事業者に委託する。	
運行条件		交通事業者は、道路運送法第 4 条(一般乗合旅客自動車運送事業) の許可が必要。		町は、道路運送法第79条の自家用有償旅客運送の登録が必要。	
地域公共交通会議での協議等		地域公共交通会議での協議により、協議運賃としての届出、手続き の処理期間の短縮等のメリットが ある。		地域公共交通会議において協議が必要。	
	運行の安全性	0	道路運送法 4 条の事業者が 運行するので、安心できる。	Δ	運行を受託する事業者は4条 事業者に限定されないので、左 記よりは安心感が劣る。
評	管理責任	0	事業主体は町になるので、町 は道義的な管理責任を負うが、 事故などの賠償責任は交通事 業者が負う。	0	同左
価	車両導入に係る経費	Δ	交通事業者に車両確保を依頼する場合、装備品に費用がかかる。	0	交通事業者に車両確保を依頼 する場合、装備・仕様が省略可 能であり、安く押さえることが できる。
	運行経費	Δ	正社員の活用が一般的であ り、経費がかかる。	0	パート運転者の活用などにより、経費を削減することが可能。
	総合評価				

概算費用

金額 (単位千円)	案1	案 2	案3
運行経費			
(運行管理費、燃料費、	約 58,000	約 45,000	約 37,000
車両修繕費など)			
車両購入費	ポンチョ:約15,000	ポンチョ:約15,000	ポンチョ 8,500~9,500
(予備車を含まず3	ハイエース2台	ハイエース2台	ハイエース2台
台)	約 16,000~18,000	約 11,000~13,000	約 11,000~13,000
	合計:31,000~33,000	合計:26,000~28,000	合計:19,500~22,500
合計	89,000~91,000	71,000~73,000	56,500~59,500

[※]概算費用は、運行事業者が決定した後に精査を行うため、大きく変わる場合があります。